

○山陽小野田市公民館条例

平成17年 3月22日

条例第183号

改正 平成21年 7月13日 条例第24号

平成23年 9月15日 条例第25号

平成23年12月26日 条例第31号

平成25年12月26日 条例第46号

平成27年 3月30日 条例第 3号

平成27年 3月30日 条例第26号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条の規定に基づき、
山陽小野田市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
山陽小野田市中央公民館	山陽小野田市栄町9番25号
山陽小野田市有帆公民館	山陽小野田市新有帆町1番1号
山陽小野田市高千帆公民館	山陽小野田市日の出三丁目11番11号
山陽小野田市高泊公民館	山陽小野田市大字西高泊2274番地の1
山陽小野田市小野田公民館	山陽小野田市栄町9番25号
山陽小野田市須恵公民館	山陽小野田市中央四丁目4番1号
山陽小野田市赤崎公民館	山陽小野田市赤崎一丁目1番1号
山陽小野田市本山公民館	山陽小野田市大字小野田275番地の2
山陽小野田市厚狭公民館	山陽小野田市大字鴨庄94番地
山陽小野田市埴生公民館	山陽小野田市大字埴生525番地の1
山陽小野田市厚陽公民館	山陽小野田市大字郡3226番地の11
山陽小野田市出合公民館	山陽小野田市大字山野井1601番地の20

(職員)

第3条 前条の表に掲げる公民館に、館長その他必要な職員を置く。

(事業)

第4条 公民館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) 施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館運営審議会)

第5条 法第29条第1項の規定により、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するために、第2条に規定する公民館を通して一つの山陽小野田市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(委員)

第6条 審議会の委員は、15人とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 各公民館設置校区代表者
- (2) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再委嘱又は再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(使用許可)

第7条 公民館を使用する者は、あらかじめ教育委員会に申請し、その許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。使用許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 法第20条に規定する公民館の目的に反すると認めるとき。
- (2) 法第23条に規定する公民館の運営方針に反すると認めるとき。
- (3) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。
- (4) 建物又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。

(6) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員であるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が不相当と認めたとき。

（使用料）

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受ける際、別表の定めにより算出して得た額を使用料として納付しなければならない。

2 市長は、公用若しくは公益のため公民館を使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を後納させ、又は減免することができる。

3 前2項の使用料の算定金額に10円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てる。

（使用料の不還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

（特別の設備等）

第10条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用するときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

（目的以外の使用等の禁止）

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に公民館を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第12条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 使用の目的以外に使用したとき。

(4) 不正の手段をもって使用許可を受けたとき。

(5) 公益上その他教育委員会が必要と認めたとき。

（原状回復の義務）

第13条 使用者は、その使用を終えたとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに原状に回復し、教育委員会に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、教育委員会が代わって執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第14条 使用者は、その使用により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第15条 公民館の管理運営をその公民館の対象区域内の社会教育関係団体に委託することができる。

(職員の指示)

第16条 使用者は、公民館の使用について、職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の小野田市公民館条例（昭和33年小野田市条例第7号）、山陽町公民館設置条例（昭和32年山陽町条例第20号）又は山陽町公民館使用条例（昭和32年山陽町条例第53号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年7月13日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月15日条例第25号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の山陽小野田市公民館条例の規定によりされた使用の許可に係る使用料であって同日以後の使用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成23年12月26日条例第31号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第46号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の山陽小野田市公民館条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用許可したものから適用し、同日前に使用許可したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第52号で平成28年2月8日施行）

（経過措置）

- 5 前項の規定による改正後の山陽小野田市公民館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月30日条例第26号）

この条例は、山陽小野田市厚狭地区複合施設条例（平成27年山陽小野田市条例第3号）の施行の日から施行する。

別表（第8条関係）

種類	区分	使用料（1時間当たり）	
有帆公民館	研修室	240円	
	会議室	240円	
	調理実習室	240円	
	コミュニティ体育館	フロア 1/3面	100円
		アーチ 半面	150円
		2/3面	200円
		全面	300円
		ステージ	20円
		軽運動室	40円
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	使用料（1時間当たり）	

		冷房		暖房	
研修室		270円		160円	
会議室		270円		160円	
調理実習室		270円		160円	
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。					
区分		品名		単位	金額（1回につき）
体育器具		バレーボール		1式	430円
		バドミントン		1式	100円
		卓球		1式	100円
		庭球		1式	430円
高千帆 公民館	山陽小野田市勤労青少年ホーム条例（平成17年山陽小野田市条例第133号）別表第1の小野田勤労青少年ホーム欄、別表第2の小野田勤労青少年ホーム欄及び別表第3の小野田勤労青少年ホーム欄に規定する額				
高泊公 民館	区分		使用料（1時間当たり）		
	研修室		240円		
	会議室		170円		
	調理実習室		240円		
	団体企画室		80円		
	コミュニ ティ体育 館	フロ	1/3面	100円	
		アー	半面	150円	
			2/3面	200円	
			全面	300円	
			ステージ	20円	
		軽運動室	40円		
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。					
区分		使用料（1時間当たり）			
		冷房		暖房	
研修室		270円		160円	
会議室		160円		100円	

	調理実習室	270円	160円
	団体企画室	160円	100円
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	品名	単位 金額（1回につき）
	体育器具	バレーボール	1式 430円
		バドミントン	1式 100円
		卓球	1式 100円
		庭球	1式 430円
小野田 公民館	山陽小野田市民館条例（平成17年山陽小野田市条例第188号）で定める額		
須恵公 民館	区分	使用料（1時間当たり）	
	第1研修室	310円	
	第2研修室	240円	
	会議室	310円	
	団体企画室	240円	
	調理実習室	310円	
	和室	240円	
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
	区分	使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
	第1研修室	270円	160円
	第2研修室	270円	160円
	会議室	270円	160円
	団体企画室	270円	160円
	調理実習室	270円	160円
	和室	270円	160円
赤崎公 民館	区分	使用料（1時間当たり）	
	第1研修室	240円	
	第2研修室	380円	

第1会議室			80円
第2会議室			170円
調理実習室			240円
和室			240円
団体企画室			80円
大講堂	フロ アー	1/3面	100円
		半面	150円
		2/3面	200円
		全面	300円
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
区分		使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
第1研修室		270円	160円
第2研修室		480円	320円
第1会議室		160円	100円
第2会議室		160円	100円
調理実習室		270円	160円
和室		270円	160円
団体企画室		160円	100円
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
区分	品名	単位	金額（1回につき）
体育器具	バレーボール	1式	430円
	バドミントン	1式	100円
	卓球	1式	100円
	庭球	1式	430円
本山公 民館	区分	使用料（1時間当たり）	
	研修室	240円	
	会議室	240円	
	調理実習室	240円	

	和室		170円
	団体企画室		80円
コミュニ ティ体育 館	フロ	1/3面	100円
	アー	半面	150円
		2/3面	200円
		全面	300円
		ステージ	20円
		軽運動室	40円
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分	使用料（1時間当たり）	
		冷房	暖房
	研修室	270円	160円
	会議室	270円	160円
	調理実習室	270円	160円
	和室	160円	100円
	団体企画室	160円	100円
器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。			
	区分	品名	単位 金額（1回につき）
体育器具		バレーボール	1式 430円
		バドミントン	1式 100円
		卓球	1式 100円
		庭球	1式 430円
厚狭公 民館	山陽小野田市厚狭地区複合施設条例（平成27年山陽小野田市条例第3号）で定める額		
埴生公 民館	区分	使用料（1時間当たり）	
	大講堂	380円	
	第1会議室（小講堂）	170円	
	第2会議室（小講堂）	170円	
	和室	170円	

	調理実習室			240円	
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	使用料（1時間当たり）			
		冷房	暖房		
	大講堂	480円	320円		
	第1会議室（小講堂）	160円	100円		
	第2会議室（小講堂）	160円	100円		
	和室	160円	100円		
	調理実習室	270円	160円		
	器具を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
	区分	品名	単位	金額（1回につき）	
	設備器具	ピアノ	1台	2,160円	
厚陽公 民館	区分	使用料（1時間当たり）			
	講堂		380円		
	会議室		240円		
	第1研修室		80円		
	第2研修室		80円		
	調理実習室		240円		
	談話室		80円		
	冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。				
		区分	使用料（1時間当たり）		
			冷房	暖房	
		講堂	480円	320円	
		会議室	270円	160円	
		第1研修室	160円	100円	
		第2研修室	160円	100円	
	調理実習室	270円	160円		
	談話室	160円	100円		
出合公 民館	区分	使用料（1時間当たり）			
	講堂		380円		

会議室	240円	
第1研修室	80円	
第2研修室	80円	
調理実習室	240円	
団体企画室	80円	
冷暖房を使用した場合は、次の使用料を加算して徴収する。		
区分	使用料（1時間当たり）	
	冷房	暖房
講堂	480円	320円
会議室	270円	160円
第1研修室	160円	100円
第2研修室	160円	100円
調理実習室	270円	160円
団体企画室	160円	100円

備考 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げて徴収する。